

## 子どもたちの笑顔を守るために

### (1) いじめ等問題行動に対応する基本方針

本校は、校訓「夢にいだみ人と和す」のもと、「夢の実現をめざして頑張る子ども」「互いを認め、温かい心で支え合う子ども」の育成をめざし、教育活動を行ってきている。子どもたちが、友達と和やかに、笑顔で過ごすためには、いじめは絶対に許してはならない。

「いじめは人間として絶対に許されないもの」との意識を学校教育活動全体を通じて子どもたち一人一人に徹底し、「いじめはどの子にも、どの学級にもおこりうる」「誰もが被害者にも、加害者にもなりうる」という考えでいじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるため、共感的な人間関係づくりや自発的・自治力の育成を図っていく。

### (2) 主な取組

	教 師	児童（教師の指導のもと）
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q - Uテストの実施（5・6年）（5月）</li> <li>・ 第1回「友達アンケート」の実施（5月） （ソシオメトリックテスト実施）</li> <li>・ Q - Uテストの分析（6月）</li> <li>・ 第1回「児童理解を深める会」の実施（6月） ※「Q - Uテスト」「友達アンケート」の結果についての情報交換</li> <li>※望ましい集団づくりについての話し合い</li> <li>・ 第2回「友達アンケート」の実施（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰りの会での1日の振り返り               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ めあて等の反省をし、自分の生活の改善や、学級集団の向上のための手立てとする。</li> <li>・ 友達のよさやがんばりを認め合う場を設定する。</li> </ul> </li> <li>○ 学級活動の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級の問題点を子どもたちで出し合い、解決のための手立てを考えていく。</li> </ul> </li> </ul>
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回「児童理解を深める会」の実施（11月） 4月からの学級、児童の変容について 児童の情報交換 気になる事案について</li> <li>・ Q - Uテストの実施（12月）と分析（1月）</li> <li>・ 第3回「友達アンケート」の実施（2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友達の名前を「さん」づけで呼び合い、お互いを尊重し合う環境づくりをする。</li> <li>○ 「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」等、言葉遣いに注意し合う環境づくりをする。</li> </ul>
定期的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月1日民生委員・児童会運営委員会によるあいさつ運動</li> <li>○ 異学年交流を通して共感的な人間関係づくり （集団登校、なかよし班による活動、なべっこ会、なわとび集会等）</li> <li>○ 毎月の職員会議で児童についての情報交換。生徒指導主事会、生徒指導関係の研修の報告、共通実践事項の確認</li> <li>○ 日常の子どもの見取りをしっかりと</li> <li>○ ささいなことでも情報交換</li> <li>○ 欠席児童の様子把握</li> <li>○ アンケート結果を受けてや、気がかりな児童については、注意深く観察し、教育相談等を行い対応する。</li> <li>○ 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導及び学級等で全体指導を行う。</li> <li>○ 人権教育全体計画に沿った教育活動を確実に行う。</li> <li>○ 道徳教育の充実を図る。</li> </ul>	
	<p>ぬくもり委員会（校長・教頭・教務・養教・生徒指導主事・学級担任） いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。</p> <p>いじめ対策委員会（校長・教頭・教務・養教・生徒指導主事・学級担任・PTA会長） いじめの事実確認とその後の対応について協議する。</p>	

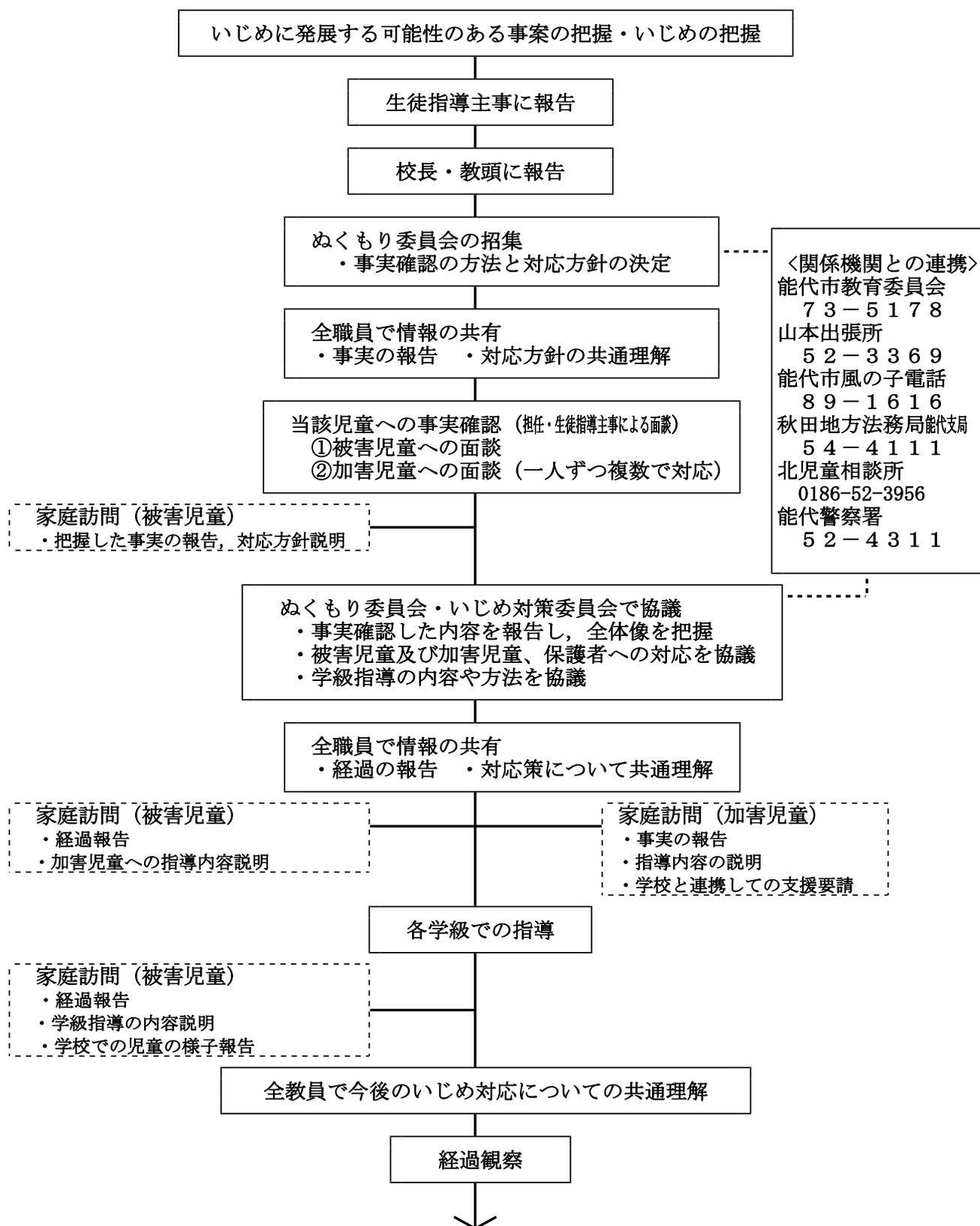
#### 【家庭に協力を求めること】

- ・ いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- ・ 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告をお願いする。
- ・ いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡し、家庭でも子どもから話を聞き、学校に伝えるようお願いする。そして共通理解のもと、子どもの指導にあたる。

#### 【地域に協力を求めること】

- ・ 年2回実施している「第五小教育懇談会」等から地域の情報を得る。

## いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



\* チームで対応する。(面談, 家庭訪問等)

\* 関係児童への面談の記録を残す。(学級担任)

\* ぬくもり委員会・いじめ対策委員会の協議内容, 事案の対応の記録を残す。(生徒指導主事)